

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	14	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	50-39	不利益処分の種類	向精神薬卸売業者等に対する措置命令	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号) (保管等) 第五十条の二十一 向精神薬取扱者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和二十八年四月十八日) (厚生省令第十四号) (保管等) 第四十条 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。 2 前項の保管は、当該向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。 3 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を廃棄するときは、焼却その他の向精神薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。 4 向精神薬営業者は、常時取引関係にない者に向精神薬を譲り渡すときは、その相手方が法第五十条の十六第二項、第三項又は第四項の規定により向精神薬の譲渡しが禁止されている者でないことを確認しなければならない。</p>						